

国立大学法人東京医科歯科大学目標・評価情報室設置要項

〔平成18年1月1日
制 定〕

(設置)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学に、目標・評価情報室を置く。

(業務)

第2条 目標・評価情報室は、学長の指示に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学の目標・評価に係る情報の収集、調査及び分析に関すること。
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画の策定に係る連絡調整に関すること。
- (3) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (4) 国立大学法人評価及び大学機関別認証評価への対応に関すること。
- (5) 評価結果の活用及び公表に関すること。
- (6) 大学の目標・評価情報の収集、管理及び運用に関すること。
- (7) その他大学の目標・評価に関すること。

(室長)

第3条 目標・評価情報室に室長を置き、学長の指名する者をもって充てる。

2 室長は、目標・評価情報室の業務を総括する。

(室長補佐)

第4条 目標・評価情報室に室長補佐を置き、学長の指名する者をもって充てる。

2 室長補佐は、室長の命を受けて、目標・評価情報室の業務を処理する。

(各戦略会議・推進協議会の意見)

第5条 第2条の各号に掲げる業務を円滑に遂行するため、目標・評価情報室は次の各号に掲げる事項について、当該各号に掲げる推進協議会又は戦略会議に意見を求めることができる。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 大学力向上に関すること | 改革戦略会議 |
| (2) 教育に関すること | 教育戦略会議 |
| (3) 研究に関すること | 研究推進協議会 |
| (4) 医療に関すること | 医療戦略会議 |
| (5) 管理・運営に関すること | 管理・運営推進協議会 |
| (6) グローバル化に関すること | グローバル化推進委員会 |

(事務)

第6条 目標・評価情報室の事務は、戦略企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、目標・評価情報室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 17 日制定）

この規則は、平成 22 年 11 月 17 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日制定）

この要項は、平成 23 年 9 月 30 日から施行し、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 5 月 21 日制定）

（適用日）

- 1 この規則は、平成 26 年 5 月 21 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間、第 6 条中「総務秘書課」とあるのは、「総務企画課」と読み替えるものとする。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日制定）

この要項は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 12 月 25 日制定）

この要項は、平成 29 年 12 月 25 日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 4 月 28 日制定）

この要項は、令和 2 年 4 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日制定）

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。